

愛岐処分場からの浸出水流出事故における再発防止策

名古屋市

令和6年3月2日（土）午後3時ごろ、愛岐処分場浸出水処理施設から未処理の浸出水約60m³を土岐川（庄内川）に流出した事故が発生した。

本市として事故の検証をし、以下の3点を事故発生原因として考え、それに対応した再発防止策を着実に進めていく。

1. 事故原因

（1）情報共有の不足

愛岐処分場浸出水処理施設等の改築工事にあたっては、毎週市職員と工事関係業者で工程調整会議を実施していた。しかし、電気系統の切り換え工事という特殊な作業を行うにあたり、旧処理施設の運転管理を委託している業者を含めた作業全体の情報共有ができていなかった。

（2）業務全体を監督・調整する意識の不足

様々な業者が関わる工事の調整を、市が中心となって行うべきであるが、業務全体を調整する意識が十分ではなかった。そのため、電気系統の切り換え工事という特殊な作業を事実上各業者任せにしており、当日の停電作業に關係する工事業者・委託業者全体の監督員としての役割を果たすことができなかつた。

（3）危機管理意識の希薄化

愛岐処分場は、平成14年にも流出事故を起こし、その対策を行ってきたものの、20年以上が経過し、職員の間で事故の記憶が風化しており、万一の事故もあってはならないという危機意識が希薄化していた。

2. 再発防止策

愛岐処分場は名古屋市のごみ処理行政に欠かせない施設で、多治見市に立地していることから、地元のご理解と信頼を得て初めて運営できるものである。今回のような事故は、ごみ処理施設全体の信頼を揺るがす事態ともなりかねず、原点に立ち返り、愛岐処分場の存在意義や重要性について市職員が認識する必要がある。

今後、このような事故を絶対に繰り返さないよう、組織あげて以下の再発防止策等に取り組むこととする。

区分	内 容	実施時期
関係者間の情報共有の徹底	<p>ア 工程調整会議による情報共有の徹底</p> <p>市職員が中心となって関係する業者が一堂に会した会議を実施し、作業実施前に関係者全員でリスク等を洗い出して対応を検討し、情報共有を徹底する。</p>	今後の工事発注時に実施
マニュアルの見直し等	<p>イ 事故災害等の防止・対応マニュアルの見直し</p> <p>現行のマニュアルについて、内容を再点検し、アップデートする。また、今回の事故事例とその教訓を追加し、内容の充実を図る。</p> <p>さらに、平常時の対応として、初めて行う作業や特殊な作業を行う場合は、事前にリスク等を洗い出して対応を検討し、情報共有を徹底するよう明記する。</p>	実施済
	<p>ウ 工事施工監理チェックリストの充実</p> <p>監督員が行う必要がある事項を記載したチェックリストはあったが、連絡体制の確認や作業開始・完了の連絡等、今回の事例を受けて不足していると考えられる事項を加えて内容を充実させ、それに基づいて、業務の確認をするよう徹底する。</p>	実施済
	<p>エ 停電復電作業マニュアルの作成</p> <p>旧処理施設の運転停止及び再開に関する簡易なチェックリストはあったものの、計画停電時などにあらかじめ定めておくべき作業フロー図、遮断器操作表、責任分担を明記したものになっていたなかったため、改めてそれを盛り込んだマニュアルを作成する。</p>	実施済

	<p>オ 工事委託特記仕様書の作成</p> <p>愛岐処分場内で実施する全ての工事請負及び業務委託の受注者は、場内の別途工事や運転管理受託者と安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、市が主導する工程調整会議に関連する全ての業者が参加し、議事録や必要な資料等を作成し監督員へ提出することを特記仕様書に明記する。</p>	実施済
危機管理意識の醸成	<p>カ 研修の実施</p> <p>上記イの事故災害等の防止・対応マニュアルを用いて、平成14年及び今回の流出事故を含めた事故事例の研修を、職員に対して年1回以上実施し、事故の風化を防ぐ。</p>	毎年5月
	<p>キ 訓練の実施</p> <p>停電前作業と復電後作業について手順を確認するための訓練を毎年実施する。</p>	計画停電実施の前月
	<p>ク ホームページによる公表</p> <p>事故の概要や原因、再発防止策等についてホームページ上に公表する。</p>	実施済

3. 再発防止策に加えて実施する体制の強化

上記2で掲げた再発防止策はソフト的な対策であることから、さらに処分場の安全対策に資するため、人的及びハード的な側面で、以下の対策も加えて実施する。

(1) 技術系職員による処分場へのバックアップ体制の構築

電気・機械・化学等の専門分野の技術系職員の知識と経験を活かし、処分場が今後作成や見直しを行うマニュアル等への技術的助言やチェックを実施し、処分場の安全対策をバックアップする。

そのため、環境局担当部長（技術）の分担事項に「局長の指定する処分場に関すること。」を加えて、処分場に係る業務についても本来の業務として位置付け、処分場の技術的業務を組織全体で取り組んでいく。

(2) 処分場の監視体制の強化

区分	内容	実施時期
監視体制の強化	<p>ケ 遠隔通報システムの導入 浸出水処理施設の監視システムの警報発報に呼応して、市職員及び運転管理受託者の電話へ異常を通報するシステムを導入する。 なお、システムの運用及び通報後の連絡体制については、事故災害等の防止・対応マニュアルの中で定める。</p>	令和6年10月予定
	<p>コ 監視カメラの増設 新処理施設の水槽上部の状況を確認できるよう監視カメラを増設する。</p>	令和6年10月予定

※ア～コまでの各対策について、定期的に見直しを実施する。

(3) その他

これまで年2回(5月、11月)に実施している処分場総点検を今後も継続し、安全性の確認をしていく。

4. 令和6年度から稼働した浸出水処理施設の安全対策

老朽化に伴いあらたに改築を行った浸出水処理施設において、流出防止対策として以下の安全対策を行っている。

項目	対策内容
オーバーフロー管設置	原水槽にオーバーフロー管を設置し、原水槽が一定の水位を超えたたら、浸出水を調整池に戻る構造とした。
流出防止用の側溝設置	雨水用の側溝とは別に、水処理施設全体を取り囲む流出防止用の側溝を設置。 万が一、水処理施設から浸出水や薬品が流出した場合は、この側溝内に流入し、外部へ流出することなく調整池に戻る構造とした。

放流水の戻り配管設置	水処理したあと放流する管とは別に調整池へ戻す配管を設置。 放流水に異常があった場合は、配管の経路を切り替えることで、調整池へ戻す構造とした。
浸出水送水管の二重配管化	調整池から新処理施設まで地下に埋設された浸出水の送水管を、漏水の確認と土壤汚染防止のため、二重配管構造とした。
新たな監視システムの構築	監視カメラの映像を運転管理受託者が監視するだけでなく、新たに市職員が自席でカメラの映像を確認できるシステムを構築した。